

国東市省エネ家電製品等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、電力、ガス等のエネルギー価格の高騰により、一般家庭の電気代負担が増加していることを踏まえ、省エネルギー性能に優れた家電（以下「省エネ家電」という。）の買い換えを促進するとともに、市民の環境保全意識の高揚を図り、もって市内の二酸化炭素排出量の削減に寄与するため、国東市省エネ家電製品等購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、国東市補助金等交付規則（平成18年規則第62号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象製品)

第2条 補助金の交付の対象となる製品（以下「補助対象製品」という。）は、令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間に次に掲げる製品を市内に所在する店舗又は事業所から購入（中古品の購入を除く。）し、市内の自らが居住する住宅に設置した製品とする。ただし、太陽熱温水器を除く製品にあつては、買換えにより購入するもの及び日本産業規格の規格番号において、直近の目標年度に基づく省エネルギー基準達成率100%以上であるものに限ることとし、太陽熱温水器にあつては、別表第1に掲げる対象システムのいずれかを用いるもので別表第2に掲げる条件のいずれかを満たす製品に限ることとする。

- (1) エアコン
- (2) 電気冷蔵庫
- (3) LED照明器具（LED電球を含む）
- (4) 給湯器（太陽熱温水器を含む。以下同じ。）

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号いずれの要件も満たす者とする。

- (1) 補助対象製品を購入する時点において市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されている者。
- (2) 本人又は本人と同一世帯に属する者が、市税等を滞納していない者。
- (3) 本人又は本人と同一世帯に属する者が、この補助金の交付の決定を受けていないこと。
- (4) 国東市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当しない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象製品の購入費用（本体費、撤去費、設置工事費その他当該家電を住宅に設置するために必要な機器に要する費用を含み、消費税を除く）とする。ただし、補

助対象製品を50,000円以上（LED照明器具については5,000円以上）購入した場合に限る。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象製品ごとに補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てる。）とする。ただし、その額が次の各号に掲げる補助対象製品に応じた額を超えるときは当該各号に定める額とする。

- (1) エアコン及び電気冷蔵庫 50,000円
- (2) LED照明器具（LED電球を含む） 30,000円
- (3) 給湯器及び熱温水器 100,000円

2 前項の規定にかかわらず、補助金は、予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、国東市省エネ家電製品等購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間に市長に提出しなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認める書類については、これを省略させることができる。

- (1) 補助対象製品を購入した際のレシート又は領収書の写し（購入日、購入店舗名、購入製品名、製品型番及び購入費用等の記載があるもの）。
- (2) 対象家電の製造者が発行した当該対象家電に係る保証書の写し（機種名、製品型番等の記載があるもの）。
- (3) エアコン及び電気冷蔵庫にあつては、補助対象製品への買い換え前の家電の処理に係る家電リサイクル券排出者控えの写し（排出者氏名、お問合せ管理票番号及びリサイクル品目の記載があるもの）。
- (4) 買い換え前後の設置状況等が分かる写真。
- (5) 納品日又は設置日及び納品先住所がわかる納品書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類。

2 交付申請は先着順で受け付けるものとし、交付申請額の合計が予算の範囲を超える場合は、その受付を停止するものとする

3 交付申請は、同一世帯につき第2条に規定する製品から1種類かつ1台とし、1回限りとする。ただし、LED照明器具（LED電球含む）にあつては、複数台の購入を可とする。

（交付決定等）

第7条 市長は、交付申請があつたときはその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、申請者に国東市省エネ家電製品等購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、適当でないこと

めたときは、申請者に国東市省エネ家電製品等購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、交付決定者に損害が生じても、市はその損害賠償の責めを負わない。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取り消しをしたときは、国東市省エネ家電製品等購入費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、交付決定者に対して期限を定めてその返還を命じるものとする。

（交付請求）

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定を受けた日の翌日から起算して30日以内に、国東市省エネ家電製品等購入費補助金交付請求書（様式第5号）により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、交付決定者に対し第5条の規定により算定した額の補助金を交付するものとする。

（実績報告書の省略）

第11条 この補助金については、規則第15条の規定による書類の提出を省略するものとする。

（財産の管理及び処分制限）

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得した補助対象製品について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた年数の間に補助金の交付の目的に反して使用、返品、譲渡、交換、貸し付け、売却、廃棄、及び担保に供してはならない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合はこの限りでない。

- （1） 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外により補助対象製品を処分するとき。
- （2） 補助対象者が補助金の全部に相当する金額を市に納付したとき。
- （3） その他市長が認めたとき。

2 市長は、前項に規定する期間に補助事業により取得した補助対象製品を処分する

ことにより収入があった場合は、当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(協力の要請)

第13条 市長は、交付決定者に対して、補助対象製品の使用等に関する調査等への協力を求めることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月22日告示第171号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

・自然循環型太陽熱温水器
・強制循環型太陽熱利用システム

別表第2 (第2条関係)

・日本産業規格に適合していること
・一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けていること
・一般社団法人ソーラーシステム振興協議会の優良ソーラーシステム認証、又は合体認証を受けていること